

県南広域振興局長告示第 28 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、東山町土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成 18 年 5 月 23 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

理事

五安城 徳 平 一関市東山町松川字三室平 215 番地